

日本がん口腔支持療法学会
2025年度通常総会

日時：2025年12月6日（土）12時40分から

場所：国立がん研究センター研究所1階 大会議室

（〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1）

1. 定足数の確認
2. 開会の辞
3. 理事長挨拶
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 報告事項
 - 1) 会員現況（資料1）
 - 2) 役員の改選について（資料2）
 - 3) 2024年度事業報告および決算について（資料3）
 - 4) 2026年度事業計画および予算について（資料4）
 - 5) 第12回学術大会の大会長公募について
 - 6) 名誉理事の称号の授与について
 - 7) ホームページのリニューアルについて
 - 8) その他
7. 審議事項
 - 1) 年会費の改定について（資料5）
8. その他
9. 閉会の辞

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会
Japanese Association of Oral Supportive Care in Cancer (JAOSCC)
2024 年度 通常社員総会議事録

1. 日時及び場所

日時：2025 年 3 月 2 日（日）11 時 20 分～11 時 40 分
場所：松山大学樋又キャンパス
（〒790-0825 愛媛県松山市道後樋又 6-3）

2. 正会員総数及び出席者数

- 1) 正会員数 253
- 2) 出席者数 137（うち電磁的方法による表決委任者数：106）

3. 報告事項

- 1) 会員現況
- 2) 2023 年度事業報告および決算について
- 3) 2025 年度事業計画および予算について
- 4) 第 11 回学術大会の大会長公募について
- 5) 教育セミナーについて
- 6) 顎骨壊死予防を目的としたリーフレットの作成について
- 7) 日本歯科新聞のコラム連載について
- 8) Instagram と YouTube の公式アカウント開設について
- 9) ISOO/MASCC/ASCO の ORN 診療ガイドラインの日本語訳について
- 10) 「放射線性顎骨壊死診療ガイドライン」について
- 11) 全国共通がん医科歯科連携講習会テキストの改訂について

4. 審議事項

なし

5. 議事の経過の概要

議事に先立って定款第 27 条の定足数を満たし開会が可能なのが確認された。

議長に山崎知子理事長が全会一致で選出された。

議事録署名人に、川下由美子氏（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 口腔保健学）
および竹内照美氏（国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 歯科）が全会一致
で選出された。

1) 報告事項

① 会員現況について

山崎理事長より、2月20日時点での正会員数は253名であり、前回総会時と比べて14名増加したと報告された。賛助会員数は9団体であり、前回総会時と比べて2団体増加したと報告された。

② 2023年度事業報告および決算について

所轄庁へ提出した報告書をもとに、2023年度事業の成果について報告があった。山崎理事長より、第9回学術大会は、11月18日と19日に京都市で開催し、大会終了後には賛助会員及び不参加の正会員に、プログラム・抄録集をデータにて配布したことを報告された。他に、がん口腔支持療法に関する論文の内容を会員に向けて紹介するメールマガジンを発行した。決算については、会計担当の妻木浩美氏より、2023年度の経常収益が3,768,344円、経常費用は3,222,607円、すなわち2023年度正味財産増減額は464,637円の増であり、前期繰越正味財産額の3,572,525円と合わせ、今年度へは4,037,162円が繰り越されている。丹田監事より、監査の結果、法人の業務は法令、定款及び2023年度の活動方針、事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されており、事業報告書および計算書類が、特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会の2024年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認められたと報告された。

③ 2025年度事業計画および予算について

山崎理事長より2025年度事業計画について、妻木理事より活動予算について、説明された。今年度初めて開催した教育セミナーについては、次年度以降も継続して開催する予定である。

④ 第11回学術大会の大会長公募について

学術大会支援委員会担当の光永理事より、厳正な審議の結果、本会の理事長であり埼玉医科大学国際医療センター頭頸部腫瘍科の山崎知子氏に決定したことを報告された。国立がん研究センター中央病院にて2025年12月6日(土)7日(日)の開催予定である。

⑤ 教育セミナーについて

山崎理事長より、2025年2月1日(土)13時から、90分のZoomオンラインセミナーを開催したことを報告された。第1回目のテーマは「薬剤による顎骨壊死について」、講師は、東北大学病院周術期口腔健康管理部の新垣理宣先生、北海道がんセンター 歯科口腔外科の江戸美奈子先生、東邦大学医学部口腔外科学教室の関谷秀樹先生であった。講演動画は、会員限定配信を行っている。

⑥ 顎骨壊死予防を目的としたリーフレットの作成について

山崎理事長より、約5年前、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、対面形式の講演会は開催が難しくなり、市民公開講座に代わるものとして、企画委員会の長縄理事の発案により進められてきたリーフレット作成が、ホームページやニュースレターでの意見募集を経て、10月中旬より運用を開始し、学会HPからダウンロード可能であることを報告された。

⑦ 日本歯科新聞のコラム連載について

山崎理事長より、日本歯科新聞に、2024年5月から7月までの期間、日本がん口腔支持療法学会からの提言として役員12名によるコラムが掲載されたことを報告された。

⑧ Instagram と YouTube の公式アカウント開設について

広報委員会担当の松田理事より、Facebook のアカウントに加えて Instagram と YouTube の公式アカウントを開設したことを報告された。学会の活動の広報や、ISOO の Instagram に記事が掲載された際に同じタイミングで日本語訳を投稿するといった運用をしている。YouTube については教育セミナーなどの講演動画を配信している。

⑨ ISOO/MASCC/ASCO の ORN 診療ガイドラインの日本語訳について

勝良副理事長より、2024年5月に公開された ISOO/MASCC/ASCO の放射線性顎骨壊死診療ガイドラインの翻訳作業を進めていることを報告された。草案が出来たため、これから全体をまとめて、HP 等で公開する予定である。

⑩ 「放射線性顎骨壊死診療ガイドライン」について

勝良副理事長より、日本放射線腫瘍学会の放射線性顎骨壊死診療ガイドラインについて、本学会からも多くの会員が作成に協力していることを報告された。

⑪ 全国共通がん医科歯科連携講習会テキストの改訂について

上野副理事長より、2012年に作成された全国共通がん医科歯科連携講習会テキストの第3版への改訂が、厚労科研の全田班により行われていることを報告された。本学会も改訂作業の役割を担っており、現在は医科系学会の査読も終了し、2025年3月中に、改訂されたテキストが公開される予定である。

以上について、特に質疑はなかった。

2) 審議事項

審議事項はなかった。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2025年3月2日

議

長

山崎 知子

議事録署名人

川内 照美

同

川下 由美子



1) 会員現況

1. 正会員数（2025年11月28日現在）

256名

2. 賛助会員数（2024年度） 9社

江崎グリコ株式会社

小野薬品工業株式会社

株式会社大塚製薬工場

株式会社モリタ

株式会社ライフ

合同会社プレリュード

ソレイジア・ファーマ株式会社

ティーアンドケー株式会社

Meiji Seika ファルマ株式会社

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会 役員

任期：2025年7月25日～2027年7月24日

五十音順、敬称略

役職	担当委員会	氏名	所属
理事長		山崎 知子	埼玉医科大学国際医療センター 頭頸部腫瘍科
副理事長	学会渉外委員会（国内）	上野 尚雄	国立がん研究センター中央病院 歯科
	広報委員会 学会渉外委員会（海外）	松田 悠平	島根大学医学部附属病院 歯科口腔外科
理事	学術委員会	勝良 剛詞	新潟大学医歯学総合病院 歯科放射線科
	総務	曾我 賢彦	岡山大学病院 医療支援歯科治療部
	会計・外部資金獲得委員会	妻木 浩美	静岡県立静岡がんセンター
	企画委員会	長縄 弥生	愛知県がんセンター 頭頸部外科部（歯科）
	会計・外部資金獲得委員会	秦 浩信※	北海道がんセンター 歯科口腔外科
	学術大会支援委員会	光永 幸代	神奈川県立がんセンター 歯科口腔外科
	学術大会支援委員会	森 毅彦	東京医科歯科大学 血液内科
	学術委員会	角田 和之※	慶應義塾大学医学部 歯科・口腔外科学教室
	企画委員会 学術委員会	渡邊 真一	松山大学 薬学部
監事		丹田 奈緒子	東北大学大学院歯学研究科 予防歯科学分野

※新理事の任期は2025年8月7日～2027年7月24日

令和6年度事業報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会

1 事業実施の成果

がん口腔支持療法に関する学術大会の開催事業（第10回学術大会）およびホームページやメールマガジンによるがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供の事業を実施し、がん口腔支持療法に関わる医療関係者および不特定多数の市民・団体に対して情報提供等を行う成果を得た。また、国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携事業としてInternational Society of Oral Oncology (ISOO)等との交流を行い、協力、連携体制を強固なものとした。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額
がん口腔支持療法に関する学術大会の開催	がん口腔支持療法に関する最新の研究成果について情報交換するとともに発信した	令和7年3月1日～3月2日	愛媛県松山市	13名	がん支持療法に関わる医療関係者 131名	2,622,663円
がん口腔支持療法に関する臨床研修会の開催	薬剤による顎骨壊死をテーマとする教育セミナーを開催した	令和7年2月1日	Zoom	13名	がん支持療法に関わる医療関係者 68名	99,360円

<p>市民公開講座等による市民を対象としたがん口腔支持療法に関する社会教育活動</p>	<p>頭頸部がん患者の口腔有害事象に対する支持療法研修会を後援し、終了後に講演動画を本学会YouTubeチャンネルにて公開した</p>	<p>令和6年10月6日開催、YouTubeでの配信は12月12日開始</p>	<p>研修会は国立がん研究センターにて開催、講演動画はインターネット上での配信</p>	<p>2名</p>	<p>不特定多数の頭頸部がんに関わる方</p>	<p>0円</p>
<p>機関誌その他の刊行物の発行</p>	<p>第10回学術大会会期終了後に、賛助会員及び正会員へプログラム・抄録集を配布した</p>	<p>令和7年3月30日</p>	<p>データ配信</p>	<p>2名</p>	<p>賛助会員 9社 正会員 254名</p>	<p>0円</p>
	<p>日本歯科新聞に、がん口腔支持療法に関するコラムを12回にわたり掲載した</p>	<p>令和6年5月7,14,21,28日,6月4,11,18,25日,7月2,9,23,30日</p>	<p>日本歯科新聞</p>	<p>12名</p>	<p>日本歯科新聞購読者 約20,000人</p>	<p>0円</p>
	<p>顎骨壊死の予防に関するリーフレットを作成し、公開した</p>	<p>令和6年10月13日</p>	<p>ホームページ上からダウンロード可能</p>	<p>13名</p>	<p>不特定多数の市民</p>	<p>0円</p>

	「Prevention and Management of Osteoradionecrosis in Patients With Head and Neck Cancer Treated With Radiation Therapy: ISOO-MASCC-ASCO Guideline」を日本語に翻訳した	令和6年度内	ホームページ上	3名	がん支持療法に関わる医療関係者	127,285円
ホームページ等によるがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供	http://jaoscc.org の本団体のホームページにてがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供を行った	令和6年度内	ホームページ上	13名	不特定多数の市民	1,980円
	YouTubeチャンネルを開設し、教育セミナー等の動画を掲載した	令和6年12月10日開始	インターネット上	1名	不特定多数の市民	0円
国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携	MASCC/ISOOの年次集会に理事等が参加し、情報交換し連携の推進を行った	令和6年6月27日～29日	フランス・リール	4名	正会員254名	8,960円

	公益社団法人日本放射線腫瘍学会の「放射線顎骨壊死診療ガイドライン(仮)」作成に協力した	令和6年度内	オンライン会議等	9名	不特定多数のがん支持療法に関わる医療関係者	0円
	『全国共通用がん医科歯科連携講習会テキスト(第三版)』の改訂に協力した	令和6年度内	オンライン会議等	4名	不特定多数のがん支持療法に関わる医療関係者	0円
その他この法人の目的達成に必要な事業	実施なし					

様式例（法第28条第1項関係「前事業年度の計算書類（活動計算書）」①

令和5年度 活動計算書
 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会
 （単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	24,000		
正会員受取年会費	687,000		
賛助会員受取会費	800,000	1,511,000	
2. 受取寄附金			
3. 受取助成金等	200,000	200,000	
4. 事業収益			
1) がん口腔支持療法に関する学術大会の開催事業	3,305,900		
2) がん口腔支持療法に関する臨床研修会の開催事業	0		
3) 市民公開講座等による市民を対象としたがん口腔支持療法に関する社会教育活動事業	0		
4) 機関紙その他の刊行物の発行事業	189,984		
5) ホームページ等によるがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供	0		
6) 国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携	0		
7) その他この法人の目的達成に必要な事業	0	3,495,884	
5. その他収益			
受取利息	2,859	2,859	
経常収益計			5,209,743
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
謝礼金	805,952		
人件費計	805,952		
(2) その他経費			
旅費交通費	258,860		
業務委託費	44,000		
飲食費	897,086		
印刷製本費	496,976		
通信運搬費	61,278		
消耗品費	162,959		
支払手数料	132,637		
租税公課	500		
その他経費計	2,054,296		
事業費計		2,860,248	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	92,400		
旅費交通費	24,540		
業務委託費	779,376		
通信運搬費	35,169		
消耗品費	0		
支払手数料	8,180		
租税公課	500		
その他経費計	940,165		
管理費計		940,165	
経常費用計			3,800,413
当期経常増減額			
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			1,409,330
法人税、住民税及び事業税			133,600
当期正味財産増減額			1,275,730
前期繰越正味財産額			4,037,162
次期繰越正味財産額			5,312,892

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

様式例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」）

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,372,373		
未収金	75,249		
前払金	59,230		
流動資産合計		5,506,852	
2. 固定資産			
固定資産合計	0		
資産合計			5,506,852
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	43,960		
前受会費	150,000		
流動負債合計		193,960	
2. 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計			193,960
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		4,037,162	
当期正味財産増減額		1,275,730	
正味財産合計			5,312,892
負債及び正味財産合計			5,506,852

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日

2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
松山市コンベンション開催助成金	0	150,000	150,000	0	事業①第10回学術大会のための助成金
愛媛県コンベンション開催支援事業助成金	0	50,000	50,000	0	事業①第10回学術大会のための助成金
合計	0	200,000	200,000	0	

定款に定める事業	①がん口腔支持療法に関する学術大会の開催	②がん口腔支持療法に関する臨床研修会の開催	③市民公開講座等による市民を対象としたがん口腔支持療法に関する社会教育活動	④機関誌その他の刊行物の発行	⑤ホームページ等によるがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供	⑥国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携	⑦その他この法人の目的達成に必要な事業	事業部門計	管理費	合計
I 経常収益										
1. 受取会費									24,000	24,000
入会金									687,000	687,000
会員会費									800,000	800,000
賛助会費										
2. 受取寄付金										
3. 受取助成金								0		0
松山市コンベンション開催助成金	150,000									
愛媛県コンベンション開催支援事業助成金	50,000									
4. 事業収益										
第10回学術大会参加費										
(事前参加登録) 会員 5,000円×61名	305,000							305,000		305,000
(事前参加登録) 非会員 6,000円×27名	162,000							162,000		162,000
(当日参加登録) 会員 6,000円×15名	90,000							90,000		90,000
(当日参加登録) 非会員 7,000円×17名	119,000									
懇親会費(事前登録) 6,000円×29名	174,000									
懇親会費(当日登録) 7,000円×6名	42,000									
受取協賛金										
企業協賛金 @25,000円×8	200,000							200,000		200,000
@50,000円×10	500,000							500,000		500,000
@200,000円×3+飲食代	1,113,900							1,113,900		1,113,900
@100,000円×6	600,000							600,000		600,000
印税				39,984				39,984		39,984
転載利用料				150,000				150,000		150,000
5. 受取利息	759							759	2,100	2,859
6. 雑収入								0		0
経常収益計 ①	3,506,659	0	0	189,984	0	0	0	3,696,643	1,513,100	5,209,743
II 経常費用										
(1) 人件費										
謝礼金										
講演謝金 13名	317,404	94,548						411,952		411,952
労務謝金 24名	394,000							394,000		394,000
人件費計②	711,404	94,548	0	0	0	0	0	805,952	0	805,952
(2) その他経費										
地代家賃									92,400	92,400
旅費交通費									0	0
講師旅費	258,860							258,860		258,860
スタッフ旅費								0	24,540	24,540
業務委託費									0	0
会員管理・シクミネット								0	134,376	134,376
事務局補助業務委託費								0	645,000	645,000
シャトルバス代	44,000							44,000		44,000
飲食費								0	0	0
協賛セミナー飲食代	403,983							403,983		403,983
会場フリードリンク代	77,972							77,972		77,972
懇親会費用	368,943							368,943		368,943
スタッフ飲食代	46,188							46,188		46,188
印刷製本費	488,176					8,800		496,976		496,976
通信運搬費								0		0
送料	54,738	1,200		3,360				59,298	10,268	69,566
Zoom使用料								0	24,734	24,734
レンタルサーバー利用料					1,980			1,980		1,980
電話代								0	167	167
消耗品費								0		0
会場備品	110,572							110,572		110,572
事務用品	12,438							12,438		12,438
座長等協力者への記念品	39,949							39,949		39,949
支払手数料								0		0
振込手数料	5,440	480		4,538			160	10,615	7,080	17,695
著作権使用料				118,890				118,890		118,890
ソフトウェア利用料		3,132						3,132		3,132
jaoscc.orgドメイン使用更新料								0	1,100	1,100
租税公課				500				500	500	1,000
その他経費計③	1,911,259	4,812	0	127,285	1,980	8,960		2,054,296	940,165	2,994,461
経常費用計②+③=④	2,622,663	99,360	0	127,285	1,980	8,960		2,860,248	940,165	3,800,413
当期経常増減額①-④	883,996	-99,360	0	62,699	△1,980	-8,960	0	836,395	572,935	1,409,330
III 経常外収益										
経常外収益計										0
IV 経常外費用										
法人税、住民税及び事業税										133,600
当期正味財産増減額										1,275,730
前期繰越正味財産額										4,037,162
次期繰越正味財産額										5,312,892

様式例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

令和6年度 財産目録
7年3月31日現在

特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
PayPay銀行（ビジネス営業部・学会本体口座）	3,382,023		
PayPay銀行（ビジネス営業部・第10回学術大会口座）	1,990,350		
前払金	59,230		
未収金	75,249		
流動資産合計		5,506,852	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計			
資産合計			5,506,852
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	43,960		
前受会費	150,000		
流動負債合計		193,960	
2. 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計			193,960
正味財産			5,312,892

監査報告書

2025年4月18日

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会
理事長 山崎 知子 様

監事 丹田 奈緒子



私は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）について監査を行いました。

私は、理事の業務執行の状況に関する監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要と認める場合には質問を行いました。また、財産の状況に関する監査にあたっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び 2024 年度の活動方針、事業計画に基づき適性に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められました。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会の 2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会

1 本会の概要と目的

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会は、がん支持療法の一翼を担う口腔の管理、すなわち、がん口腔支持療法に関わる医療関係者および不特定多数の市民・団体に対して、国際学会 **Multinational Association of Supportive Care in Cancer (MASCC)** / **International Society of Oral Oncology (ISOO)** と連携を取りながら、がん口腔支持療法に関する学術大会、臨床研修会、市民公開講座等の開催、広報活動そして情報提供等を行うことで、もって医療の質の向上に貢献し、患者さんの生活の質の向上に寄与することを目的としている。

2 2026 年度の事業実施方針

国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との情報交換、協力・連携の推進を行う。

3 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (円)
がん口腔支持療法に関する学術大会の開催	がん口腔支持療法に関する最新の研究成果について情報交換するとともに発信する。	2026 年 11月～12月 の2日間	東京都	13 人	がん支持療法に関わる医療関係者 250 名	3,000,000
がん口腔支持療法に関する臨床研修会の開催	がん口腔支持療法に関する最新の情報について研修会を実施する。	未定	Web または対面での開催	13 人	がん支持療法に関わる医療関係者 100 名	79,000

市民公開講座等による市民を対象としたがん口腔支持療法に関する社会教育活動	一般市民を対象としてがん口腔支持療法の重要性を発信する。	未定	Web または対面での開催	13 人	一般市民, 医療関係者 100 名	
機関誌その他の刊行物の発行	がん口腔支持療法に関する学術大会、臨床研修会の内容など会員に向けて有益な情報を電子版にて発行する。	随時発信	各委員会、理事で作成, 事務局より会員へ発信	13 人	会員 256 名	0 (e-mail、X、インスタグラム等を使用)
	がん口腔支持療法に関する論文の内容を会員に向けて紹介するメールマガジン「Journal Club」を発行する	随時発信	E-mail	3 人	会員 256 名	0
ホームページ等によるがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供	がん口腔支持療法に関する情報についてホームページで発信する。	随時更新	web で公開	13 人	医療関係者, 一般市民・不特定多数	161,040
国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携	MASCC/ISOO 年次集会に出席し、情報交換を行い、連携の推進を行う。	2026 年 6 月 25 日 ～27 日	オーストラリア、メルボルン	5 人	会員 256 名	0

2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会
(単位：円)

科目		金額	
I	経常収益		
1.	受取会費 入会金 正会員受取会費 賛助会員費	24,000 1,280,000 400,000	1,704,000
2.	受取寄附金		
3.	受取助成金等		
4.	受取民間助成金		
4.	事業収益 口腔支持療法に関する学術大会の開催事業収益 口腔支持療法に関する臨床研修会の開催事業収益 市民公開講座等による市民を対象とした口腔支持療法に関する社会教育活動 機関誌その他の刊行物の発行事業収益 ホームページ等による口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供事業収益 国内外における口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携事業収益 その他この法人の目的達成に必要な事業収益	3,000,000 20,000	3,030,000
5.	その他収益 受取利息 雑収益	10,000	
	経常収益計		4,734,000
II	経常費用		
1.	事業費 (1) 人件費 人件費計 (2) その他経費 口腔支持療法に関する学術大会の開催費用 口腔支持療法に関する臨床研修会の開催費用 市民公開講座等による市民を対象とした口腔支持療法に関する社会教育活動の費用 機関誌その他の刊行物の発行事業の費用 ホームページ等による口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供事業の費用 国内外における口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携事業の費用 その他この法人の目的達成に必要な費用 その他経費計	575,000 2,500,000 4,000 0 3,000 161,040	3,243,040
	事業費計		3,243,040
2.	管理費 (1) 人件費 人件費計 (2) その他経費 地代家賃(事務局) 7,700円×12か月 事務局事務補助業務委託費 65,000円×12か月 会員管理システム委託費 12,518円×12か月 会議費 通信費 jaoscc.orgドメイン使用料 消耗品費 振込手数料 その他雑費 その他経費計	92,400 780,000 150,216 30,000 1,100 1,000 7,000	
	管理費計		1,061,716
	経常費用計		4,304,756
	法人税		80,000
	当期正味財産増減額		349,244
	前期繰越正味財産額(予想)		4,858,306
	次期繰越正味財産額		5,207,550

JAOSCC 年会費改定のご案内

平素より、日本がん口腔支持療法学会の活動に多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

当学会では、設立当初、年会費を 1,000 円に設定しておりましたが、会員数の増加に伴う会員管理システムの導入や事務作業の外部委託などによる運営費の増加を受け、2021 年度より 3,000 円へと改定いたしました。

2024 年からは、情報発信および教育活動を一層充実させるため、教育セミナーの定期開催、YouTube チャンネルの開設、海外ガイドラインの翻訳など、多角的な事業を積極的に推進しております。また、他学会とのコラボレーションによるセッション企画も実現し、活動の幅は着実に広がっております。

さらに、この度、ホームページの全面リニューアルを行いました。従来は理事が作成した初期のページを使用しておりましたが、必要な情報をより見やすく整理し、会員の皆様にとって利用しやすい形へと改善しております。

当学会の方針として、市井への口腔管理の普及、学術研究の推進、国内外の学会との連携強化、日本歯科医学会専門分科会への昇格を目標に掲げ、さらなる情報発信の充実に努め、今後も活動の発展を図ってまいります。

しかしながら、近年の物価上昇に伴い、学会運営にかかる諸経費は増加しております。今後の活動をより充実させ、安定した運営体制を維持するため、正会員の年会費改定（一律 2,000 円の増額）を検討しております。

総会に諮り、本改定案が可決されますと、年会費は 2,000 円の増額となる予定です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様にはご負担をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、学会の持続的な発展と円滑な運営のため、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 年会費改定案

正会員：3,000 円

↓（改定後）

正会員：5,000 円

適用時期：2026 年 4 月 1 日以降の新年度より適用予定

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会（英語名称：Japanese Association of Oral Supportive Care in Cancer、略称：JAOSCC）という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山市内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、がん支持療法の一翼を担う口腔の管理、すなわち、がん口腔支持療法に関わる医療関係者および不特定多数の市民・団体に対して、国際学会Multinational Association of Supportive Care in Cancer (MASCC) / International Society of Oral Oncology (ISOO) と連携を取りながら、がん口腔支持療法に関する学術大会、臨床研修会、市民公開講座等の開催、広報活動そして情報提供等を行うことで、もって医療の質の向上に貢献し、患者の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) がん口腔支持療法に関する学術大会の開催
- (2) がん口腔支持療法に関する臨床研修会の開催
- (3) 市民公開講座等による市民を対象としたがん口腔支持療法に関する社会教育活動
- (4) 機関誌その他の刊行物の発行
- (5) ホームページ等によるがん口腔支持療法に関する広報活動ならびに情報提供

- (6) 国内外におけるがん口腔支持療法に関する関係団体及び諸学会との協力、連携
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人（歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、あるいはこれら以外で正会員を希望する個人）
- (2) 準 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人（歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、あるいはこれら以外で準会員を希望する個人）
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同支援する個人・法人・任意団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員はMASCC/ISOOの会員であることが望ましい。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、会務の総括補佐の任に当たり、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面あるいは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面あるいは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面あるいは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の21日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面あるいは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	曾我 賢彦
副理事長	細川 亮一
同	百合草 健圭志
理事	上野 尚雄
同	勝良 剛詞
同	伊藤 恵美
同	杉浦 裕子
同	長縄 弥生
同	高橋 郁名代
同	赤川 順子
監事	丹田 奈緒子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 1,000 円
年会費 1,000 円
 - (2) 準会員 入会金 1,000 円
年会費 0 円
 - (3) 賛助会員（個人，法人，任意団体）
入会金 0 円
年会費 1口50,000 円（1口以上）

附 則

- 1 この定款は、平成29年11月26日から施行する。